

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会に対する責任を自覚しコンプライアンスを徹底することで、社会から信頼を得る企業として、ステークホルダーから評価いただける企業価値の向上、また、業務執行の公平性、透明性及び効率性の確保に努めております。

この目的を継続的に実現するためには、コーポレート・ガバナンス体制を確立し、有効に機能させることが不可欠であるとの認識のうえ、積極的に取り組んでおります。今後も企業の成長ステージに沿った見直しを図り、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【補充原則 1-2】(株主総会における権利行使)

当社では議決権の電子行使の採用、株主総会招集通知の英文表記については行っておりませんが、機関投資家や海外投資家の比率なども踏まえ、検討してまいります。

【補充原則 3-1】(英文での情報開示)

当社では資料の英文開示は想定しておりませんが、海外投資家の比率動向を踏まえ、必要に応じて英文開示を検討してまいります。

【補充原則 4-1】(取締役会の役割・責務(1))

当社では、現時点では最高経営責任者等の後継者計画を策定しておりませんが、次世代の最高経営責任者育成のための計画的な取組の重要性は十分に認識しておりますので、今後の課題として検討してまいります。

【補充原則 4-2】(取締役会の役割・責務(1))

当社の経営陣の報酬については、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、自社株を活用した報酬制度は導入しておりませんが、今後は持続的な成長に向けた健全なインセンティブのひとつとして、業績連動型の報酬、また株式交付を活用した報酬制度の検討を行ってまいります。

【補充原則 4-2】(取締役会の役割・責務(1))

当社では、経営理念である「人と社会を豊かにする」を実現すべく、「ITサービスで人と社会の価値を創出する」ことを目指しております。AIやクラウドを活用したワークスタイル変革ソリューションの提供によって、ホワイトカラーの効率化を目指し労働環境をはじめとした社会課題へ対応していくことが、SDGsの達成、さらにはサステナブルな社会の実現に貢献するための重要な要素であると認識しております。今後は、より社会に対する具体的な要素も踏まえて、サステナビリティに関する方針の策定について検討してまいります。

【補充原則 4-3】(取締役会の役割・責務(1))

当社では、最高経営責任者が相当の人格を逸脱した場合もしくは逸脱するおそれのある場合、取締役会は、客観性・適時性・透明性を踏まえ速やかに調査を行い、聴聞の機会を設けたうえ、社外取締役の関与・助言を求め、場合に応じては監査役・専門家の意見を求めて客観性および透明性を確保しつつ、審議し、解職、解任の可否を決定してまいります。

【補充原則 4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社では、独立社外取締役を2名、独立社外監査役2名を選任しております。独立役員の意見を踏まえ、必要に応じ、独立役員のみをメンバーとした独立役員会等の設置を検討してまいります。

【補充原則 4-10】(任意の仕組みの活用)

当社は、取締役6名中2名の独立社外取締役を選任しており、取締役の選解任・報酬などの重要事項の決定については、独立社外取締役が出席する取締役会の承認を得る必要があります。当社では、任意の委員会等を設置しておりませんが、重要事項の検討にあたっては、取締役会において独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。

【補充原則4-11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社の取締役会は社内取締役4名、社外取締役2名で構成されております。

取締役については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に必要な知識・経験・能力・倫理性等の観点からバランスを考慮して選任しており、取締役会の役割・責務を実効的に果たすことが出来る構成であると考えております。

なお、当社では取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは作成しておりませんが、今後は必要に応じて、一覧化が必要なスキル等を特定し、一覧化することを検討してまいります。

【補充原則4-11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社では、代表取締役、及び業務執行取締役は四半期毎に自らの職務執行状況報告、また、全業務執行取締役に対して事業年度末に取締役業務執行確認書をもって取締役会の実効性確保に努めておりますが、実効性評価については、その判断枠組みや評価方法について整備するためには相応の時間を要するため、実施しておりません。今後は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施し、その結果の開示を検討してまいります。

【補充原則4-14】(取締役・監査役に対するトレーニング方針)

当社では、選任された新任役員に対しては、当社の会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識関連資料を提供し、概要及び課題等の説明を行うとともに自己研鑽を求めています。また、役員としての必要な知識の習得を行うように適宜外部のセミナー等を活用することを奨励しております。各取締役がそれぞれの必要に応じ自主的に参加する講習会・交流会等の費用は当社が負担することになっております。特段の体系的なトレーニング方針は設けておりませんが、自発的にトレーニングできる環境整備に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

当社では、自社の株式を政策保有会社が売却等の意向が示された場合、保有会社の意向を原則として妨げない方針です。但し、他の株主への配慮を踏まえ、売却株式数により、合理的な株価形成を害する可能性がある場合は、売却方法や売却先等について、保有会社と交渉することは検討してまいります。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社では、役員や主要株主等との取引において、競業取引及び利益相反取引の恐れがある場合、法令及び取締役会規程に従い、速やかに取締役会へ報告し、取締役会の承認を得るものとしております。また内部監査や監査役監査等で、引き続き監視を行ってまいります。

【補充原則2-4】(女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保)

当社は、年齢や性別に関係なく、様々な経験、能力、識見等を有する人材を積極的に管理職へ登用することが、社内の多様性の確保につながると考えております。

また、中国の大連に子会社を設立しており、当社においても積極的に外国人の採用を行っております。

今後は、企業規模の拡大に応じて実績値の開示を検討してまいります。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社では、役職員の豊かな老後生活に向けた資産形成の一助となるよう、企業型確定拠出年金制度を導入しております。企業型確定拠出年金制度では、拠出金の運用は加入者である役職員が自ら行うことから、企業年金の受益者と当社との間に利益相反が生じることはありません。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(i)当社の経営理念、及びミッション・ビジョン・バリューを当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.tenda.co.jp/company/>

(ii)当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおり、社会に対する責任を自覚しコンプライアンスを徹底することで、社会から信頼を得る企業として、ステークホルダーから評価いただける企業価値の向上、また、業務執行の公平性、透明性及び効率性の確保に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

(iii)取締役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ており、各役員の報酬額については、連結会計年度ごとに業績等を考慮して決定しております。取締役については社外取締役の意見を聴いた上で、代表取締役が決定しており、監査役については監査役会で決定しております。

(iv)取締役の選任については、見識・経験・能力・倫理性等の観点から、代表取締役が社外取締役へ助言を求め、選任候補者を取締役会へ付議決議し、株主総会へ議案提起してまいります。

監査役の選任については、見識・経験・能力・倫理性などを踏まえた候補者を、代表取締役が監査役会へ諮り、同意を取り付けた上で候補者を取締役会へ付議決議し、株主総会へ議案提起してまいります。

取締役・監査役の解任については、一律の指針は設けないものの、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に足らざるかなどを取締役会で検証の上で決定し、株主総会へ議案提起してまいります。

(v)取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名については、株主総会招集通知へ記載してまいります。

取締役・監査役候補者の指名にあたっては、株主総会招集通知に、個々の経歴、指名理由を記載して説明してまいります。

【補充原則3-1】(サステナビリティについての取組み等)

当社は、CO2排出の削減に貢献し、安価な石灰石を主原料とするLIMEX紙を名刺で利用し、環境面に配慮した取り組みを行っております。また「ITサービスで人と社会の価値を創出する」という創業来不変のコーポレート・アイデンティティを掲げており、業務の高度化など技術革新に取り組んでまいります。

【補充原則4-1】(経営陣への委任の範囲)

当社は法令及び取締役会規程、並びにその付議基準にて決定事項の重要性や金額規模等に応じた決裁権限を規定するとともに、役職位等に応じた業務委任の範囲を決裁承認基準にて定めております。

取締役に委ねる範囲については取締役会規程、業務分掌規程、及び職務権限規程等において、取締役会の決議事項、代表取締役、各取締役の職務権限を明確化しております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

独立社外取締役の選任に関する判断基準としては、東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」や「独立役員の確保にかかる、実務上の留意事項」に記載されている社外役員の独立性に関する事項などを基準に、専門的な知見に基づき客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方としております。

【原則4-11】(取締役会の多様性)

当社の取締役は6名、うち2名は社外取締役であり、取締役会は補充原則4-11に記載の通り、バランスや適材適所の観点を重視した取締役を選任しております。また、社外取締役1名は女性であり、ジェンダー面でも多様性のある構成となっております。

【補充原則4-11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社の取締役会は社内取締役4名、社外取締役2名で構成されております。

取締役については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に必要な知識・経験・能力・倫理性等の観点からバランスを考慮して選任しており、取締役会の役割・責務を実効的に果たすことが出来る構成であると考えております。

なお、当社では取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは作成しておりませんが、今後は必要に応じて、一覧化が必要なスキル等を特定し、一覧化することを検討してまいります。

【補充原則4-11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)
社外取締役・社外監査役をはじめ取締役・監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行ってまいります。社外取締役・社外監査役が、当社以外の会社の取締役、監査役を兼任する場合には、合理的な範囲にとどめてまいります。

【補充原則4-11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)
当社では、代表取締役、及び業務執行取締役は四半期毎に自らの職務執行状況報告、また、全業務執行取締役に対して事業年度末に取締役業務執行確認書をもって取締役会の実効性確保に努めておりますが、実効性評価については、その判断枠組みや評価方法について整備するためには相応の時間を要するため、実施しておりません。今後は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施し、その結果の開示を検討してまいります。

【補充原則4-14】(取締役・監査役のトレーニング)
当社では、選任された新任役員に対しては、当社の会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識関連資料を提供し、概要及び課題等の説明を行うとともに自己研鑽を求めています。また、役員としての必要な知識の習得を行うように適宜外部のセミナー等を活用することを奨励しております。各取締役がそれぞれの必要に応じ自主的に参加する講習会・交流会等の費用は当社が負担することになっております。特段の体系的なトレーニング方針は設けておりませんが、自発的にトレーニングできる環境整備に努めてまいります。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、株主との対話の対応については、株主の関心事項を踏まえた上で、合理的な範囲で、IR担当部門が中心となり、対話(面談)に臨むことを基本方針としてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社KFC	1,166,000	53.78
小林 謙	144,000	6.64
加藤 善久	140,000	6.45
中村 繁貴	113,000	5.21
株式会社博報堂プロダクツ	77,000	3.55
株式会社SBIネオトレード証券	47,500	2.19
小林 まり子	42,300	1.95
劉 文江	20,000	0.92
林 貢正	19,000	0.87
松下 貴弥	12,000	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無更新	株式会社KFC
親会社の有無	なし

補足説明

株式会社KFCは当社代表取締役である小林謙の資産管理を目的とする会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 スタンダード
決算期	5 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

現在、支配株主と当社の取引関係はなく、今後行う予定もありません。当社は支配株主と取引を行う場合は少数株主保護の観点から、事前取締役会において当該取引の事業上の必要性や合理性、取引条件の妥当性等を慎重に検討いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
八尋 俊英	他の会社の出身者											
中山 理香	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八尋 俊英	○	(兼務先) 株式会社日立コンサルティング代表取締役(現任) 国立大学法人東京工業大学環境・社会理工学院 特定教授(現任)	同氏は、会社経営者として豊富な経験を有しており、また中央省庁での経験、現在は大学の特定教授としても活躍されています。また、上記のとおり、同氏はa～kのいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
中山 理香	○	(兼務先) 株式会社Dcent代表取締役(現任)	同氏は、当社が属する情報サービス業界ITベンチャー企業において、ビジネスサイド・コーポレートサイド両軸での豊富な経験を有しております。また女性取締役であり、多様な視点や価値観を経営に反映することで一層の経営強化に資するものであります。 また、上記のとおり、同氏はa～kのいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、
・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告(三様監査会議)
・面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有
・期末棚卸し立会い等
を連携して行い、監査の質的向上を図っております。

監査役及び内部監査室は、
・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告(三様監査会議)
・業務の効率性、規程遵守等の状況
・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等
について連携して監査を行っております。

会計監査人及び内部監査室は、
・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告(三様監査会議)
・面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有
・期末棚卸し立会い等
を連携して行い、監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 基宏	弁護士													
長谷川 雄史	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 基宏	○	(兼職先) 鈴木基宏法律事務所 代表(現任) 株式会社ベルウッドイースト 代表取締役(現任) 株式会社鈴高コーポレーション 取締役(現任) 株式会社鈴高不動産 監査役(現任)	同氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な企業法務の専門知識及び経験等を有しており、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社においてそのような知見と経験を活かしていただくことを期待して社外監査役として選任しております。 また、上記のとおり、同氏はa～kのいずれにも該当しておらず、社内経営陣と独立した関係にあり、また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
長谷川 雄史	○	長谷川雄史公認会計士事務所 代表(現任) ゼロス有限責任監査法人 パートナー(現任) 株式会社h.a.o 代表取締役(現任)	同氏は、公認会計士及び税理士として、上場企業における財務報告に係る内部統制の構築等で豊富な知識及び経験を有しており、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社においてそのような知見と経験を活かしていただくことを期待して社外監査役として選任しております。 また、上記のとおり、同氏はa～kのいずれにも該当しておらず、社内経営陣と独立した関係にあり、また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数更新	4 名
-----------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員に対し、企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員に対し、企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

連結会計年度ごとに業績等を考慮して決定しております。
取締役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ており、各役員の報酬額については、取締役については社外取締役の意見を聴いた上で、代表取締役が決定しており、監査役については監査役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役は取締役会の重要事項について、議事録や稟議書等の閲覧、回付を通じて、当社の業務執行の状況を適時に把握できる体制をとっております。また、必要に応じて社外取締役及び社外監査役の職務をコーポレート部門が補助し、社外取締役及び社外監査役の監査に必要な情報収集や社内各部署との連絡調整を行う等、円滑な監査の実施が可能となる体制を敷いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、社会に対する責任を自覚しコンプライアンスを徹底することで、社会から信頼を得る企業として、ステークホルダーから評価いただける企業価値の向上、また、業務執行の公平性、透明性及び効率性の確保に努めております。

(取締役会)

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成し、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定を行っております。取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

(監査役、監査役会)

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役(社外監査役)2名で構成し毎月1回開催して、取締役の法令・定款の遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(経営会議)

当社の経営会議は、第1部と第2部があり、第1部は、取締役、常勤監査役、主管部門長で構成され、予算統制を目的として毎月1回、開催しております。第2部は、第1部と同じメンバーで構成され、中期経営計画及び年度行動計画の進捗に関する事項を確認することを目的として原則、四半期に1回開催しております。

(内部監査室)

当社は独立した内部監査室を設け、取締役社長の命を受けた内部監査室長が当社グループ全体の内部監査を実施し、取締役社長に対して監査結果を報告しております。取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査室、監査役及び会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行い、有効かつ効率的な監査に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法における監査役会を設定しております。

現在の体制を選択している理由は、取締役会による意思決定・業務遂行に対して、社外監査役2名を含む監査役会による経営監視体制が、経営の透明性、及び健全性を図るために有効に機能すると判断し、現在の体制を選択いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2022年8月の定時株主総会に係る招集通知につきましては、法定期日の前日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は5月決算、8月定時株主総会開催であるため、集中日には該当いたしません。
電磁的方法による議決権の行使	現時点での採用予定はありませんが、今後、個人投資家及び機関投資家の利便性向上を図るために、導入費用等を勘案して検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点での採用予定はありませんが、今後、個人投資家及び機関投資家の利便性向上を図るための取り組みを検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点での英文招集通知の提供予定はありませんが、外国人株主の構成割合に応じ検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針に加え、開示方法、業績予想等に関する留意事項、沈黙期間について定めることを予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社概要、成長戦略などについて説明会の開催を検討しており、代表取締役から経営の概況や経営方針を説明することを予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回定期的に開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点での海外投資家向け定期説明会の開催予定はありませんが、外国人株主の構成割合に応じ検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR資料の掲載ページを開設し、決算短信や適時開示資料等を掲載いたします。	

IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート部門がIR業務を担当しております。
その他	株主総会や取締役会等で重要事項の決定がなされた場合、または、当社または当社グループ会社において重要な事実が発生した場合、IR担当者を中心に関連部署と連携し、情報管理責任者の管轄のもと、関連法令及び上場規程等を遵守したうえで遅滞なく開示できる体制を整備しております。また、決算短信、有価証券報告書(四半期報告書を含む。)等の開示においても、財務経理担当部門を中心に関連部署と連携し、情報管理責任者管轄のもと、明瞭かつ的確な情報開示ができる体制をとっております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は行動規範を制定しており、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保し、経営の健全性を高めることで、株主をはじめとするステークホルダーに対して、社会的責任を果たすことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CO2排出の削減に貢献し、安価な石灰石を主原料とするLIMEX紙を名刺で利用し、環境面に配慮した取り組みを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に係る社内体制に基づき、公正かつ適時適切な開示方針を定めて正確な情報提供を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制として、2019年8月27日の取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- (4) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査役監査を受ける。
- (5) 取締役社長は、コンプライアンス推進責任者として、コンプライアンスを経営の基本方針の一つとして、コンプライアンス体制の整備及び維持・向上に努める。
- (6) コンプライアンス意識の徹底・向上を図るため、取締役を対象とした、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理は、「リスク管理方針」に基づきテナグループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- (2) 取締役社長は、リスク管理最高責任者として、リスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。また、重要な事項については、取締役会に報告する。
- (3) 事業部門及びスタッフ部門は、「リスク管理規程」に基づき、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施するとともに定期的にリスク管理状況をリスク管理委員会に報告する。
- (4) 内部監査室は当社グループのリスク管理体制について監査を行い、監査を通じてリスクを発見した場合は取締役社長に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。また、予算統制、事業計画の進捗等、経営に関する重要事項については、取締役、常勤監査役、事業部長、及び内部監査室長から構成される経営会議にて確認をして、毎月1回、または四半期に1回開催する。
- (2) 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規定を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は社会的責任を果たすため、「法令遵守」「社会秩序」「高い倫理観」、及び「社会貢献」を基本的な事項として行動する行動規範を定めている。
- (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査責任者は内部監査規程に基づき監査を実施する。
- (3) グループ内使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する内部通報規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。

6. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社は「子会社管理規程」に定める承認事項・報告事項について、規程に定める事業管理部門へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗状況の報告を実施し、経営管理情報、リスク情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。また、事業管理部門は、重要事

項について、取締役会、または経営会議に報告する。

(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、「リスク管理方針」に基づき、当社のリスク管理委員会が、当社及び子会社から成る企業集団におけるリスクを総合的に管理する。

(3)子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、内部管理体制の適切性、有効性を検証する。監査結果は、当社の取締役社長に報告する。

(4)子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、当社の「内部通報制度」を子会社に共通して適用する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の指示の実行性確保に関する事項

(1)当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

(2)補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

(3)監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際、監査役の指揮命令に従うものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。

(2)取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。

(3)取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。

(4)「内部通報制度」に基づく通報または、監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、テナダグループの取締役、執行役員、及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。

9. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係る事項

監査役の職務執行について生ずる費用等の請求手続きを定め、監査役から前払い又は償還手続きの請求があった場合は、当該請求に係る費用が監査役の職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

(2) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行なう。

(2)その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的な活動や勢力に毅然として対応し、一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当要求に一切応じず、組織全体で毅然とした対応をとり、且つ役職員を含む全従業員の安全を確保することを「反社会的勢力対応規程」に明記し、当該規程に基づき適切に対応しております。

また、新規取引時は取引開始前、継続取引に関しては事業年度中の12～1月にかけて定期的に日経テレコン、インターネット検索を使って属性チェックを行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

